o Recele de la company de la c

[2]

Ŋ

[2]

チャレンジ アンダー 210 いが

~伊賀労働基準監督署管内の労働災害 210 人未満をめざして~

労働災害は本来あってはならないもので、労働災害の発生は労働生産性を阻害し、健全な企業経営を損なうものです。

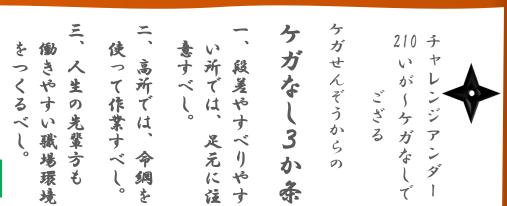
令和2年中に死傷者数210人未満を達成するため、 今般「チャレンジアンダー210いが」推進運動を管 内に展開していますが、労働災害の増加に歯止めをかける ことが出来ず、本年8月及び10月に2人の墜落による死 亡災害が発生しています。

このような状況下、10月5日に三重労働局長から労災 死亡事故多発緊急事態宣言が発令され、伊賀労働基準監督 署においても裏面のとおり

労災死亡事故多発緊急事態宣言を発令。

し、年内集中的に取り組みをお願いすることとしました。

以下のケガなし3か条を守って、労働災害ゼロを目指し ましょう。





[2]

[5]

[5]

[2]

[5]

[2]

[2]

伊賀労働基準監督署

e de la company de la company

労災死亡事故多発緊急事態宣言

伊賀労働基準監督署管内において、8月末及び10月初旬に労災死亡事故が発生し、2人の尊い命が失われた。これらの労災死亡事故はいずれも高齢者の墜落によるものであり、かつ、単独作業中に発生した。過去5年間を振り返っても、労災死亡事故が3人以上発生したのは昨年のみである。

[2]

[2]

5

5

5

[5]

あらためて、労使が相当の危機感を持って墜落による労災死亡事故防止対策に取り組む必要がある。

労災死亡事故は、どのような状況下でも、いかなる 労働現場においてもあってはならないものであり、死 亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要である。

この憂慮すべき事態を打破し、労働災害防止に向けて決意を新たに労使が一丸となった取組を進めることにより、尊い人命を奪う労災死亡事故の絶滅を切に願う。

ここに、労災死亡事故多発緊急事態を宣言する。

令和2年10月9日

伊賀労働基準監督署長

久留原 郁子

5

5

2

5

5

5

[2]

5 5

[2]

5

5

5

[2]

5

5

5

5

2

5

5

2

2

o per e per e la companio de la companio del companio del companio de la companio del companio de la companio de la companio del companio de la companio del compani